

## 5 輸送の安全に関わる行政指導等に関する事項

### 5.1 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査を実施しています。
- 平成30年度は、全国213鉄軌道事業者(平成31年3月末現在)のうち、保安監査を45の鉄軌道事業者に対して計61回実施し、その結果に基づいて15の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計18件行い、改善を求めました。
- なお、JR 北海道に対しては、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認するための常設の監査体制による保安監査を継続的に実施しています。

### 5.2 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成30年度は、輸送の安全に関する事業改善の命令はありませんでした。

### 5.3 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- 平成30年度は、1事業者に対して文書による行政指導を1件行い、改善を求めました。

表4：事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成30年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
JR西日本	H30.6.18	<p>山陽新幹線「のぞみ176号」が博多・小倉間において人と衝突し、当該者が死亡するとともに、当該列車は、衝突の衝撃で先頭車両の連結器カバーが破損したまま、新下関駅まで運行するという事案が発生した。</p> <p>新幹線の運行に関しては、平成29年12月の東海道・山陽新幹線「のぞみ34号」における台車枠にき裂等が生じる重大インシデントの発生を踏まえ、「異音を感知した等の場合において、安全が確認できないときには迷わず列車を停める」という考え方の下に再発防止策を講じてきたところであるが、これらの対策の実効性があがっていないのではないかと懸念を抱かざるを得ない。</p> <p>については、6月14日に、今回の運転取扱いが適切であったのか、線路に人がどのように入ったのか等についてしっかり検証するよう指示したところであるが、それらの検証を可及的速やかに進めるとともに、実効性ある再発防止策を取りまとめるよう指導。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全であることが確認できない場合は迷わず列車を停止させる」ことを継続して徹底。</li> <li>・ルールのみでなく、その背景について繰り返し教育を実施。</li> <li>・シミュレーター訓練項目に運転台で異音を感知した取扱い項目を追加。</li> <li>・列車到着時・列車発射時における駅係員の視線移動の映像を活用した教育の実施。</li> </ul>

### 5.4 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等が発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成30年度は、JR西日本山陽新幹線において発生した、線路内立ち入りによる公衆の列車への衝突・死亡による輸送障害の発生を受け、新幹線運行事業者に対して、防護設備等の緊急点検を実施し、再発防止を図るための行政指導を行いました。

表5：事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成30年度)

行政指導の概要	発出日
<p>山陽新幹線「のぞみ176号」が博多・小倉間において人と衝突し、当該者が死亡するとともに、当該列車は、衝突の衝撃で先頭車両の連結器カバーが破損したまま、新下関駅まで運行するという事案が発生した。</p> <p>本事案においては、警察による実況見分によると、死亡した者は地上約16mの高架線路に防護設備を越えて進入した痕跡があったとのことである。</p> <p>今回の事案を受けて、改めて既存の新幹線の防護設備が構造的に問題ないか、また適切に管理されているかについて確認する必要があると考えている。</p> <p>については、新幹線の運行の安全確保に万全を期すため、防護設備について、「平野部等、山岳部以外の地域」「山岳部」「高架橋等に関わる防護設備・保守用設備」「山岳トンネル抗口、トンネル内非常通路出入口及び周辺地域に設置されている設備」「新幹線線路の状態」「新幹線沿線に設置されているその他設備」ごとの要点を踏まえた点検をするよう指導。</p>	H30.6.18

## 5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成30年度に発出された勧告はありませんでした<sup>12</sup>。

## 5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>13</sup>を実施しています。
- 平成30年度は、38の鉄軌道事業者に対して、38回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

---

<sup>12</sup> 踏切道の改良に向けた取組みについては、「7.2 踏切保安設備の整備状況」をご覧ください。

<sup>13</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。